

## ① 空き家対策について

長崎県の空き家対策のホームページには、空き家が適正に管理されていない場合、不審者等防犯防上、ごみ投棄等衛生上、老朽化による倒壊等の危険性など適正管理を行う事が重要な課題と位置づけて施策に取り組んでいるとし、相談窓口の設置や、空き家対策協議会の設置などが掲示されている。

先日の新聞報道では、法制審議会が土地相続登記の義務化などを上川法務大臣に答申され、その中に一定の要件を満たせば相続した土地の所有権を手放せる制度も含まれていた。仮に法改正が行われれば、所有権を手放す事例が増え、所有者のない空き家も増えてくる懸念がされる。

そのような事態に備え、本町の空き家対策の整備が必要と考え以下の質問を行う。

- (1) 現状、自治会や周辺住民から空き家対策の要望にどの様な形で取り組んでいるのか。
- (2) 空き家の適正管理等に関する条例制定の進捗状況はどうなっているのか。
- (3) 空き家除去費補助並びに改修費補助の考えはないか。

## ② 就学援助拡充と学校給食無償化について

憲法第 26 条には、教育を受ける権利、保護者に子どもに教育を受けさせる義務、義務教育の無償が規定されている。「義務教育の無償」の内容としては、公立小中学校の授業料が無償であることと、義務教育の小中学生は教科書が無償であることに限られている。それ以外は、給食費はじめ、いろいろな費用がかかる。教育の機会均等を保障するための規定が教育基本法第 4 条及び学校教育法第 19 条にある。教育基本法第 4 条には「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されている。学校教育法第 19 条には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。

就学援助は援助の基準及び内容は自治体の裁量にゆだねられ、全国の自治体間でも長崎県の自治体でも援助の基準の格差がある。

新型コロナウイルスの影響で離職者や失業者が増えてきていると報道される。そのような世帯では収入が減少し支援の必要があると考えられる。

以上の状況を踏まえ以下の質問をする。

- (1) 就学援助の基準を見直す考えはないのか。
- (2) 学校給食無償化の考えはないのか。